

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十七年 四月 十日

目 次

告 示

告 示

岐阜県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正

(市町村課)

一

岐阜県告示第二百八十五号の二

岐阜県地域総合整備資金貸付要綱(平成五年岐阜県告示第七百九十号の二)の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月十日

岐阜県長 田 謙

第3条第1項第3号中「2千5百万円」を「1千万円」に改める。

第5条第1項中「5百万円」を「3百万円」に改め、同条第5項中「周辺」を「近隣」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 連携中核都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付け総務省第200号総務省自治行政局長通知)に基づき、連携中核都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、連携中核都市圏ビジョンを策定した宣言連携中核都市及び連携市町村において、当該協約又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「42億円」とあるのは「67.5億円」と、「63億円」とあるのは「101.2億円」とし、第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

平成二十七年四月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社